



さるま^{55/5}

第271号

発行 佐呂間町役場 印刷 井谷印刷株式会社



自然の恵みを生かし
美しく住みよいまちをつくります。

(交通安全教室)

佐呂間町民憲章

あたたかい人間性 豊かな社会教育の実践を

昭和五十五年度

社会教育の

推進について

社会生活の高度な進展に伴い生涯教育の重要性がさげばれているところでありますが、私たちは、社会構造の変化に対応できるよう自発的な学習活動に基づく心豊かな人づくり住みよいまちづくりのため町民憲章を指標とした社会教育活動を実践することが大切であります。

本年度は、下記の重点目標に沿って社会教育を推進いたします。毎日の生活をより豊かにするために学習の機会を数多く設けたり各種の事業を実施しております。ぜひ、みなで町の社会教育、体育活動に参加してみましよう。

本年度は、下記の重点目標に沿って社会教育を推進いたします。毎日の生活をより豊かにするために学習の機会を数多く設けたり各種の事業を実施しております。ぜひ、みなで町の社会教育、体育活動に参加してみましよう。



領 域	重 点 目 標
青 少 年 教 育	●将来に満ちたたくましい青少年育成のため青少年の学習活動と組織化の促進をはかります。
成 人 教 育	●豊かな情操と創造性を培う成人教育の拡充をはかります。
社 会 体 育	●地域に根ざした体育、スポーツの生活化をはかります。
文 化	●生活に根ざした芸術・文化の振興をはかります。
施設設備と指導体制	●指導体制の充実と施設設備の条件整備につとめます。
住 民 運 動 の 推 進	●住民運動の促進と自治意識の高揚につとめます。

社会教育関係の行事

開催日	時 間	行 事 名	内 容
4月25日	10:00 ～15:00	第1回 寿大学	開 校 式
5月7日	10:00 ～15:00	第2回 寿大学	家庭園芸(1) 〈ひょうたんの栽培と仕上げ方〉
5月20日	10:00～ ～15:00	第3回 寿大学	交通安全 家庭園芸(2) 〈ひょうたんの育成〉
5月29日	10:00 ～12:00	第1回 文 化 講 演 会 (町民センター)	(講演) 経済と文化 〈これからの変化と生き方〉 社会教育評論家 松本達雄
	10:00 ～15:00	第4回 寿大学	現代社会と老人 趣味と生活 (俳句・手芸)
6月18日	10:00 ～15:00	第6回 寿大学	生活と宗教(1) 趣味と生活 (書道・民舞)
6月27日	14:00 ～16:00	ピアノ・チェロ ヴァイオリン 三 重 演 奏 会 (町民センター)	北海道巡回小劇場公演 アマランス・トリオ
7月1日	10:00 ～15:00	第7回 寿大学	これからの暮らし 趣味と生活 (俳句・手芸)
7月12日	10:00 ～15:00	第8回 寿大学	七 宝 焼 〈手づくりのよさを生活に生かそう〉
7月13日	10:00 ～15:00	第9回 寿大学	ク
7月25日	10:00 ～12:00	第2回 文 化 講 演 会 (町民センター)	(講演) 社会と家庭 〈これからの変化と生き方〉 藤女子大学講師 紅林 晃
	10:00 ～15:00	第10回 寿大学	現代社会と老人 趣味と生活 (書道・民舞)

開催日	時間	行事名	内 容
7月下旬	10:00 ～12:00	少年劇場 (町民センター)	北海道教育大学 人形劇 ◆町教委
8月上旬	10:00 ～12:00	マンドリン演奏会 (町民センター)	藤女子大学 マンドリンクラブ ◆町教委
8月9日	10:00 ～12:00	第3回 文化講演会 NHK講演会 (町民センター)	(講演) テレビドラマと生活を考える 「北の家族」「おはなはん」 NHKドラマ番組 チーフディレクター 松井恒夫
	10:00 ～15:00	第11回 寿大学	これからの暮らし 趣味と生活
8月23日	10:00 ～12:00	第4回 文化講演会 (町民センター)	(講演) 人間と一生 最上大僧正大阿闍梨上人 郡司照明
	10:00 ～15:00	第13回 寿大学	生活と宗教(2) 個人相談
9月3日	10:00 ～15:00	第14回 寿大学	健康と管理 趣味と生活
9月17日	10:00 ～15:00	第15回 寿大学	学習課題と計画(来年度) 懇談会
9月18日	13:00 ～16:00	幼児を育てる 親のつどい (町民センター)	家庭教育(幼児期)巡回相談事業 (道専門員による全体相談・個人相談)
9月下旬		第14回総合文化祭 一般作品展 児童生徒作品展 (町民センター)	写真・絵画・書道・手芸・華道 俳句等 (小・中学生) 書道・絵画

開 催 日	時 間	行 事 名	内 容
10月 8 日	10:00 ～15:00	第16回 寿大学	福祉と行政 懇談会〈青年・婦人と共同でできるものは何か〉
10月21日	10:00 ～15:00	第17回 寿大学	
11月未定		第14回 芸能祭	(芸能部門) 舞踊・民謡・詩吟・詩舞・琴・音楽 郷土芸能
11月未定		第 5 回 文 化 講 演 会 (町民センター)	(講演) 現代っ子を知る 〈80年代の生活を考える〉 児童教育評論家 吉岡たすく

社会体育関係の行事

期 日	行 事 名	内 容
5月 6月 7月 8月 9月 10月10日	第 1 日曜日 歩 け 歩 け 運 動	佐呂間町役場前 若佐公民館前 浜佐呂間公民館前 栄小学校グラウンド
6 月 未 定	テ ニ ス 教 室	対象は一般
7 月 未 定	親子水泳教室	佐呂間プール・若佐プール
2 月 未 定	ス キ ー 教 室	佐呂間スキー場

“みんなで参加してみましよう
調和と進歩の町づくりへ”

生産性の増大と 生活水準の向上による 豊かな農村社会の形成を

== 農業行政推進会議 ==

我が国の経済社会情勢は、石油問題等をはじめとする内外要因により激動しており、この影響は農業にも波及し、農畜産物の輸入圧力等厳しい環境のもと本年度の農業行政推進会議が、

四月二十二日町民センターで行なわれ、本町における農業の基本方針及び主要施策等についての説明協議がなされましたのでこの概要についてお知らせ致します。

昭和五十五年度

農業行政推進の基本方針

国は、食糧の安定供給の確保と農業の健全な発展のため、需給動向に即応した生産体制を整備し、自給力の向上と農業経営の安定を図ることを基本として各施策を総合的に推進することとしている。

本町においても、佐呂間町農業振興五ヶ年計画を基本とし、更に佐呂間町重点作物等生産振興計画に基づき

村社会の形成をはかる。



農業の主要施策

農政関係

- 一、畑作生産総合対策事業
 - ・麦類乾燥調整施設の整備
 - ・乾燥施設（増設）二棟
 - ・バラ貯蔵施設 一棟
 - 二、麦作用集団営農機械の整備
 - ・普通型コンバイン 二台
 - ・大共・浜幌地区
 - 三、地力対策推進事業（耕土改良）
 - ・心土破碎・肥培・石礫除去
 - ・全地区
 - 四、てん菜生産総合対策事業（小規模土地基盤整備）
 - ・土改資材（炭カル・ようりん）
 - ・牧草種子 全地区
 - 五、農用地等の基盤整備事業
 - ・(一)国営直轄明渠排水事業
 - ・サロマベツ川上流地区（武士川）
 - ・仁倉地区（仁倉川）
 - ・(二)道営畑地帯総合土地改良事業
 - ・浜幌地区 農道一、七八〇m外
 - ・北富地区 農道一、三五〇m外
 - ・栃木地区 農道 九二〇m
 - ・(三)道営明渠排水事業
 - ・知来地区
 - ・(四)道営営農用水事業
 - 六、若佐地区
 - ・(五)道営農地防災事業（小規模河川工作物応急対策）
 - ・仁倉山手地区
 - ・(六)団体営畑地帯総合土地改良事業
 - ・中啓一地区 農道一、四一四m
 - ・中啓二地区 農道一、二七〇m
 - ・(七)団体営土地改良総合整備事業
 - ・若里南地区 農道 五八〇m
 - ・若里北地区 〃 六六〇m
 - ・仁倉西一地区 〃 四〇〇m
 - ・仁倉西二地区 〃 五〇〇m
 - ・共立第三地区 〃 六〇〇m
 - ・武士地区 〃 二四〇m
 - ・浪速地区
 - ・共立第四地区
 - ・武士二地区 農道四八〇m外
 - 七、農業振興対策
 - ・水田総合利用対策
 - ・転作目標面積 五二〇ha
 - ・てん菜生産振興
- 基幹作物であり、合理的な輪作作物として地力の増進をはかり作付の定着化と収量の増大に努め、栽培省力化促進のため機械の高率利用を推進する。
- ・麦類の生産振興
- 麦作の長期的な生産目標に立却し、畑作の合理的輪作体系の確

（次ページへつづく）

- 立を図る上からも基幹作物として今後とも麦生産振興地区を対象に生産性の向上と経営の安定に努め、栽培収穫用機械の導入、乾燥調整施設の整備を促進するとともに麦作集団の育成を図る。
- ・農業技術センターの運営
町唯一の試験研究圃場として農業振興の寄与することが大であり、関係者の活用を望む。
- ・農用地集団化事業
朝富地区 四〇〇ha
- 畜政関係**
- (一) 自給飼料の生産確保対策
・団体営草地開発整備事業
草地の造成改良及び整備を推進
・デントコーン種の普及に伴い、収穫作業の合理化、貯蔵施設の整備による年間給与体系の確立を計る。
- (二) 畜産経営の合理化対策
・酪農団地育成事業
五十四年度事業完了に伴い四十利用組合の高率的共同利用の指導推進
・自給飼料特別対策事業
事業の円滑なる推進と共同利用の推進
- (三) 優良家畜導入の増進事業
・優良種豚の導入事業
・肥育用素豚導入事業の利子補給
四集乳合理化対策事業



- ・町道集乳農道網の整備
・集乳私道除雪費の助成
(五) 乳用牛資質向上対策事業
(新乳検事業)
乳用牛資質向上のため、事業費等の検討を行い、実施する方向で推進したい。
- (六) 家畜防疫対策事業
家畜の疾病による経済的損失を防ぐため、各機関の協力を得て強力に推進したい。
- (七) 畜産関係奨励等の実施
・第四回家畜まつりの開催
・北見地区家畜共進会の参加
・乳質改善の推進

その他の振興

- (一) 地籍調査の推進
富武士・幌岩・浪速・知来の一部を実施
- (二) 農業後継者対策
農業後継者の育成確保を図るため、農業大学校などの研修教育と道内外の先進地を視察研修し知識の向上を図り、地域ぐるみの担い手、育成の指導にあたる
- (三) 産業後継者対策
農業の中核的担い手を広く海外の産業事情を見聞し、知識を広めるよう各種計画に則り実施したい。なお、所要経費の五〇％以内を町費で助成したい。
- (四) 農業機械の効率利用と安全対策
労働生産性の向上を図り、近代的経営のため、高性能な大型機械の導入の促進による効率的利用とその安全利用が重大な課題となっており、技術の向上等のため、講習会等により研修を行いたい。
- (五) 病害虫防除対策
病害虫の早期発見と適期防除を推進すると共に、農薬による被害の防止のため、安全使用の遵守、徹底を指導したい。
- (六) 霜害対策
良質農産物の安定生産のため、資材の確保と共に適期収穫と防除の強化を推進したい。

昭和55年度 農業労務者賃金

実 労働	8時間30分 (10月から8時間)
田 植	3,700円
ビート手移植	3,700円
畑収穫、ビート間引、移植 田除草・苗抜き、刈 取 り	3,300円
パート及び時間外労務賃金	田 植----- 380円
	その他----- 340円
間 食	200円
高 校 生 (時間当り)	340円
中 学 生 ()	310円
昼食本人持参、車・馬賃、実費支給	

赤潮などの発生要因

“リンを含む合成洗剤”

使用の自粛を求む!

近年、道内の湖沼・海域などの一部において、富栄養化による赤潮・アオコの発生がみられております。

この富栄養化の要因物質には、リン・窒素のほかケイ素・カリウム等十数種類があるといわれていますが、このなかでもリンが最も影響があるとされています。

また、このリンの発生源は生活排水・工場排水・農畜産排水など多岐にわたっておりますが、今回リンの削減対策の第一歩として、まず、代替品への使用の転換が可能である、リンを含む合成洗剤の使用の抑制をはかるため「リンを含む合成洗剤対策推進要綱」が定められ道および市町村など公的機関では原則として使用しないことになり、更に事業者及び一般消費者に対しては使用の自粛について協力を求めることになりました。

本町も身近にホタテなど養殖漁業を営んでいるサロマ湖を有しており、この被害から守るため、町の施設における使用の抑制をはかることとしております。

町民の皆さんにおかれましてもこの趣旨をご理解いただき、海水などに大きな影響のある「リンを含む家庭用合成洗剤」の使用の自粛についてご協力をお願いいたします。

リンを含む合成洗剤の表示例

家庭用品品質表示法に基づく表示	
品 名	洗たく用合成洗剤
成 分	界面活性剤 (22%)
	直鎖アルキルベンゼン系
	アルファオレフィン系
	リン酸塩 (P ₂ O ₅ として8%)
	硫酸塩、けい酸塩
	けい光剤配合
液 性	弱アルカリ性
用 途	麻・木綿・化学繊維用
正 味 量	1,050g
標準使用量	水30ℓに対して40g (200mlのコップで約7分目)

無リンの合成洗剤の表示例

家庭用品品質表示法に基づく表示	
品 名	洗たく用合成洗剤
成 分	界面活性剤 (24%)
	直鎖アルキルベンゼン系
	高級アルコール系 (陰イオン)
	リン酸塩 (P ₂ O ₅ として0%)
	けい酸塩、炭酸塩、硫酸塩
	けい光剤配合、酵素配合
液 性	弱アルカリ性
用 途	麻・木綿・化学繊維用
正 味 量	1,3kg
標準使用量	水30ℓに対して40g (200mlのコップで約7分目)

警察だより

◎北海道警察官

採用試験実施

(埼玉県、千葉県との共同試験)

学 歴

一、大学(短大を除く)の卒業者
二、右記以外の者(学歴は問わ
ないが、高卒程度の学力を有する
者)

年 令

昭和二十七年十月二日から昭和
三十七年十月一日までに生れた
男子

受付期間

五月六日から六月十四日まで

受付場所

遠軽警察署又は最寄りの駐在所
第一次試験の期日、場所
七月六日(日)

北見市・網走市・紋別市
採用の時期 昭和五十五年十月



あとひと月で締切る

国民年金の特例納付

年金権をとり戻す最後のチャンス
いま、実施されている国民年金
の特例納付の締切りは六月末日で
す。

国民年金



この制度は、国民年金に加入し

なければならぬのに、一時の思い
違いや、忙しさに
まぎれたり、経済
上の理由などから
、国民年金にまだ
加入していないか
、保険料を滞納し
て年金権を失って
いる人などについ
て、未納期間を払
い込めば年金権が
与えられるもので
、今回が最後のチ
ャンスです。

保険料は、未納
期間一カ月につい
て四千円の割で払
い込めばよく、分納もできます。

なお、明治四十四年四月一日以
前に生れた人や、サラリーマンの
奥さんなど任意加入の人は、この
特例納付はできません。

くわしくは、役場年金係におた

ずね下さい。

現況届を忘れずに

五月は、国民年金の障害年金、
母子年金、準母子年金、遺児年金
、寡婦年金を受けている方が「現
況届」を提出する時期です。



老齢年金受給者
現況届を



この「現況届」は、あなたや家
族の状態などに変化がないかを確
認し、引き続き年金が受けられる
かどうかを調べる大切な手続きで
す。

もし提出しなかったり、遅れた
りしますと、年金の支給が止まっ
たり、遅れたりすることがありま
すので必ず期日までに提出して下
さい。

提出期日は後日役場年金係から
ご連絡いたします。

住所・年金支払機関の

変更届はお早く

国民年金を受けている人が、自
分の住所や、年金を受取る銀行・
郵便局を変更したときは、すぐに
「住所・支払機関変更届」を提出
してください。

もし、住所変更届が遅れますと
金融機関や郵便局への年金振込・
支払通知が、あなたの旧住所へ送
られてしまいます。

また、支払機関変更届が遅れま
すと、以前の銀行や郵便局の振込
・支払口座へ年金が振り込られるか
口座がすでになくなっているため
に、年金の振込みができなかった
りして、ご本人がたいへん困るこ
とになります。

詳しくは役場年金係におたずね
ください。

税のしるべ

税に不服があるときは

「税務署から更正や決定の通
知を受けたが、その理由がよく
わからない」とか「どうも納得
できない」というときには、ま
ず税務署にその理由をよく聞い
てみましょう。そして、それ
でも納得できないときには、二カ
月以内に税務署長に「異議申立
て」をすることがあります。

税務署では、異議申立てに理
由があるかどうか十分調べて決
定をしますが、なお不服がある
ときは一カ月以内に国税不服審
判所長に「審査請求」をするこ
とができます。

手続きなどがわかりになら
ないときは、お気軽に税務署や
国税不服審判所にお尋ねくださ
い。

札幌市中央区大通西一〇丁目

札幌第二合同庁舎

札幌国税不服審判所

(電話二二一・九三二一)



税に不服があるときは

今月の納税は

軽自動車税(全期)です

今月も忘れずに納税して下さい ♪ 5月25日 ♪

議会のうごき

第1回定例町議会

一般質問

三月十一日から十九日まで開会された第一回定例町議会において、十四名の議員が、五十三項目について質問をしました。

そのあらましは、次のとおりです。

行財政

町財政の推移と

行政対応は

○田中議員

①地方自治体の財政の場合は、その殆どが国または道に依存しており、国の政治経済の動きによって年々変化が生ずることは当然であるかと思えます。

数年前まで町村財政力を三割自治と云われており、その指数が低下し現在では一割自治と云われております。この指数は歳入に占め

る自主財源である。

本町の場合、五十四年度最終補正予算また本年度予算を見ると、道内平均数値になっていると思われま。

今後関心を持たざるを得ないのは、人件費と公債費の負担である。人件費は確実に上昇し、公債費は事業増加により伸びて来ます。今後町財政の見通しはどうなるのか懸念されます。これは、本町のみならず全て国政と深い関連性をもち、その大綱については、国政に準ぜざるを得ない当町の实情は、未だに過疎状態は続き、基幹酪農業の先行きも模索を続け明るい見通しが立たない反面、住民の要望は益々多様化する実情にある中で、町長の施政は積極的で、次期町政に対しては意欲的であると解しております。

八十年代は、地方の時代と云わ

れ、かつてのような高度成長は、当分望めないのではないか。

厳しい財政事情のなかで、活力のある住みよい町づくりによって住民より喜ばれるビジョンを樹ていかなければならないと思う。

その基本を具体的にどのような姿勢で対応しようと考えておられるのか、所信を伺いたい。

②新規制定見込みの新過疎地域振興法とは、どんな内容であり、町村財政にどのような影響を及ぼして来るのかお聞きしたい。

○町長

①将来の本町発展的な展望を考えると、行政が意欲を欠いたような状況では発展は期せられない。

一次産業の将来を考え、立派な後継者の体制づくりが必要で有能な青年が定着しないようでは、町の発展は望めないと常々考えております。

極めて厳しい財政の中で、かなり背伸びした計画をたてておりますけれども、このような事態になりますと特に経常費をはじめその他経費の節減を図る等、具体的な方法について充分検討し、急を要しない事業については町民の理解を得ながら多少時間をかけて進めたい。

現在、三十数億円の借入償還残高を有しておりますけれども、過

疎債は普通交付税で七十割財源措置がなされ、一般公共事業及び災害復旧事業償還額についても交付税に算入されております。

普通交付税は、町村毎に違い、過疎債の借入額が多い町村は、平均以上に伸びるかも知れない。

このように財源の補填はありますけれども将来の見通しは決して楽観を許さないと思います。

②現行の振興法が本年三月で時限切れとなりますので、継続して新法律で新規事業が見込まれ、その中には老人福祉医療なども適債事業として取扱われるようで、細かい内容は届いておりますが、従前の過疎債より範囲が拡大し、利用し易いようであります。

従前の法律とは形が変わって、真から過疎町村振興のために、この法律を基礎に財政的な面をも配意し本町振興計画の策定に寄与出来る内容をもっております。

当初予算と補正との

関係について

○堀議員

例年三月定例議会に当該年度予算が提案され、議決後一年間の行政がスタートいたしますけれども、余りにも当初予算額と年度末決算額との差が大きいのに疑問を感

じております。

予算は、出来得る限り、社会情勢を考慮に入れながら、正確を期するものと考えており、災害その他止むを得ない理由による必要に応じての補正予算を計上し町民の要望に応えることにある。

五十三年度一般会計当初予算で三十一億七千五百万、決算額四十二億一千百万、増加率三十二・六割、五十四年度当初予算二十八億一千六百万、現在補正十号で既に三十六億四千八百万、決算の段階では、前年度同様な結果が予想されます。

例年、予算に計上されていない事業が簡単に補正提案され実行されているように思われます。

本年度当初予算を見ると、殆どが経常経費で占められ、全く新規工事等について要望も出せない予算の組み方のように見られます。

町財政に最も影響のある収入項目についても、五十三年度町税予算と決算との差四十六・七割増、地方交付税では十五・〇割増、道支出金は実に三百四十一・二割となり、これは、五十四年度においても同じような傾向を示しているこの推移から見ると、本年度も約十二・十三億円の補正が見込まれ、その予算の信憑性が著しく低いものとなり、一面では、執行者の意のままに予算が操られると、

誤解される点が多いのではなからうかと思われまので、町民の理解出来る説明を願います。

○総務課長

予算編成に当っては、幾つかの要素をもっております。

編成時期が早いために普通税、交付税の算定基礎がどう変わるかわかりませんので、経常的財源をどう算定するかが大きな悩みがあり、一步誤りますと赤字につながる恐れがありますので、安全性を確保することが必要と考えられます。

更に特定財源という問題がありますが、これは、新しい事業を進める場合に、当初予算編成時点では具体的調査設計が決まかねているもの、国庫補助金、道補助金などが見込まれるかどうか、また地方債の確保は大丈夫か、このようなことが当初予算の編成に固まっていらないことがあげられます。

昭和五十三年度については、ご指摘のとおりであり、これは、義務教育施設の補助単価が決まっていなかったこと、酪農近代化事業及び道営細総事業など事業費の把握が出来なかったこと、また事業費の伸びもありまして、補正の必要が多くなってきたものであります。

五十四年度については、経常経

費として一番大きいものは燃料費の大巾値上げ、人件費、議会報酬並びに老人医療の伸びであり、国民宿舎については、当初不確定要素もあり、また事業費では、酪農近代化事業、土地改良事業費が当初完全に把握が出来なかったこと

により五億円余り、土木費も事業箇所付けの問題と臨時特例債の枠が、どうなるかわからないために補正を余儀なくしております。

特別交付税は、一般財源ですから、もし決算で余剰金が出れば、翌年度の財源にする等、財源の調整を図りたい。

今日的、地方財政は、極めて危険な状態にありますので、補正予算で財源の調整を図りながら安全度を図ることが極めて必要であると考えられます。

○堀議員

予算を組む段階では、余剰金は一銭もない。確かに必要なものしかない感じを受けます。

補正が何度も行われて、最終決算では何十億の増加となる。

年度当初でやろうとしている事業があるなら、可能な限り予備費計上し使用出来るような方法が、親切な予算の組み方でないかと考えます。

五十三年度予算と決算の差が、三十割あることは、余りにも大き

すぎるように思うが、専門家の考え方としては妥当なのかどうか、この点について、お聞きしたい。

○総務課長

ご答弁申し上げましたように予算編成の時点では、地方税、普通交付税などの単位費用と算定がわからないために完全に、しかも正確に歳入を把握することは、極めて困難なため年度当初から予備費に計上することは至難な作業であります。

次に歳出で大型事業が予算に計上されている場合には、往々にしてやむを得ない場合がありますが例えば建築、酪農近代化事業、道営細総事業等は実際に予算編成時点で事業費総額の把握は難しいところであります。

歳出予算の占る割合が経常経費で形成されている場合には、そう大きな差は生じて来ないものと思

いますが、いまして補正については止むを得ないものであると判断いたしております。

財政運営の

確立について

○石村議員

①町財政逼迫の折、不急不要の事

業をひかえて、経常費の節約を図るといわれており、庁舎改築も出来る限り辛抱することにして、補助金、交付金、或いは食糧費など、住民サービスを低下させないで見直してやる必要があるように考えます。

②国民宿舎施設費償還契約で、五百万返還となっておりましてけれども、余剰の時は、町と協議して、繰上げ償還することになっておりますが、五十四年度以降のように償還状態がなっていくのかお伺いしたい。

○町長

①極力現代にふさわしい地方財政体制を進めて行くことが、一層住民の理解と協力を得るために必要であり、我々も議会側としても検討してほしい問題であろうと考えております。

お互いに良き案を出し合つて、今日の困難な時代を乗り切っていく努力をしてまいりたいと考えます。

②支配人の努力によって成果を逐次あげて、計画売上げ一億五千万円、借金の返済を除いての営業収入をみると、三千三百万円の利益があると中間報告を受けている。

この中から町と契約の使用料を払い、更には従業員退職積立金と設備改善積立をしなくてはなら

ないと考えられます。

結果的にどれ程の余剰金がでるかどうかが、見通しのような収入が継続されれば、償還金に充当できるものと考えます。

年間サロマ湖に六十〜七十万人の観光客が定着化してきている時に、ご承知のように子供遊園地、水上遊覧施設もないので検討し、あまりお金を掛けないで内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

長期総合計画の

進捗状況は

○片平議員

この計画の策定に当りましては鋭意努力されておられると思います。

特に関心をもっておりますことは、計画策定は北海道自治振興センターに調査委託、五十三年七月には、日本コンサルタントに依頼し各種団体をはじめ抽出アンケートなりの調査によってどのような計画ができるのか期待をしております。

①過疎振興計画その他計画連携のもとに、計画完成を目指したいとのことですが、八十年代の本町発展計画が指針となり、将来展望を町民に示される年であると理解し

てよい。

②自治振興センターの計画策定報告がなされたと思いますが、これを受けて、町長所見として期待される画期的な進路などの策定がなされたのかどうか。

③過疎振興対策としての構想での文化村について暫く触れておりませんけれども、長期総合計画と同時に、これらも包含しての計画構想が出来ているのかどうか。

○総務課長

①的確な把握は、難しいけれども本年度、新しい過疎法も制定になり、広域市町村圏計画の見直しの時期に入っておりますから、これらを含めて、長期総合計画を策定中であります。

本年度、おおむね大綱が計画されるものと判断いたしております。②基本構想並びに基本計画は莫大なもので、確かに専門家であり内容の充実をみておると思います。

而し、町の実態を把握した上で意向調査及びインタビューなど短時間で課題の発見することは、あるものについては欠け、反面、期待されるものもあると評価いたしております。

③文化村の構想で具体的なところ方としてはおりませんけれども、本町人口の将来何らかの形で、増加要因になるものがないか、そのた

めにサロマ湖周辺の景勝地にユニークなものがよろしいのではないかと、画期的な発想については考えております。

时期的に策定事務が遅れており担当者としても責任を感じております。

この作業に当たって、具体的にどうするかとなると難しい問題ではありますが、早く審議会を開くことに努め、本町の現況と課題の認識の中から、委員方からも沢山意見を出してもらい、コンサルタントから報告された事項を合わせ、具体的に課題の解決をどうすればよいのか、また見直しをすればよいと考えております。

先に申し上げました旨計画と重なるの事務作業ですが、最大限に努力しまして、よい原案を提出したいと考えております。

道行政改革と

本町への影響

○川又議員

行政改革による報道がなされ、道議会でも論議の焦点となっております。各地でも、反対する動きが活発になって来ている。この内容は、既に承知のとおりで、二ヶ年で十九億円の経費節減を図りたいとの意向のようであり、管内を

見ても出先機関の廃止統合が案にあるようですけれども、本町における状態と影響は、どのようになっているのかお伺いしたい。

○町長

本町に関係する道の機関として遠軽税務出張所、網走水産試験サロマ湖分場がありまして、税務出張所は遠軽町が中心となって署名運動も行ない対応しており、分場の存続は余り意味がないことであり、今後漁業団体長会議で漁協なり関係団体長が主体となって、サロマ湖養殖について進められるようです。

行政改革全体を見ても、財政が厳しくなると、道のみではなく町も当然考えなくてはならない問題であります。簡素化の大筋は賛成し、各論に入ると反対が出る現状ですから、広く町民の理解を深めながら進めていかなければならないと考えております。

森林総合整備事業の 地域指定について

○惣田議員

①五十五年度地域指定は確定であるとのことですが、何月頃決定されるのか。

②この指定を受けることによって、町内森林所有者の明るい希望が期待されます。

現行の補助対象は限られており、この指定により大巾に拡大が見込まれるので、この機会に民有林約八千haの半分は、植林の更新にある今日、指導促進、林力の造成に林業経済の発展が図られるべきと思います。

産 業



町が指定を受け、事業は森林組合が行いますが、現在の三倍以上の事業量が予想され、森林組合に指導推進費助成として、一人分三百万円を支出しており、必要な人員増を考えての助成措置を考えるべきと思うが、この点について伺いたい。

また、町長は施政方針で「新たな木材確保」はどのような意味を考えておられるのか伺いたい。

○町長

①地域指定については、国の予算が通過しますと決定は間違いない。
②先ず森林所有者の個々の意向調査を踏み台にして事業をまとめ、町全体の計画樹立を行ないますが、現段階では、従前の三倍程の事業量の見込みのようでありまして、只今、林務係と森林組合等で計画策定に当たっております。

この計画策定には森林組合でアルバイトを使用しており、これらに要する費用負担、また正式に指定になりますと、町も計画策定費の増額、施業五ヶ年計画ではどの程度の規模になるのか、また事業実施に伴って必要となる人員はどうか、このようなことを充分検討し遺憾のないように対応してまいりたい。

施政方針での内容は、森林組合整備事業との関連で、町内木材加

工流通の問題について申し上げております。

カラマツの加工等について、三井化学が、今春から新設工場により、カラマツ百割原料としたボードの生産をするので、網走管内から、一万八千㎡供給の要請がありました。

この折に網走管内に加工工場の誘致計画について、対応されるよう、強く要望いたしております。

最近、道立林産試験場で新しいボード加工のアイデアを開発されたようですから、カラマツ生産地域の町村共同により適当な企業として、採算のある工場であるなら積極的に取り組む必要があるのではないかと考えております。

国の農政動向と

今後の対策

○室井議員

施政方針で述べておられますように、国の農政は全て欠如そのものであり、農業を基幹産業に推進している町づくりは、今や重大な局面に達しており、国は厳しい国際経済と情勢の動向の中で、農産物の自給度に対する向上の対応は極めて消極的な姿勢と云わざるを得ない。

牛乳をはじめ農畜産物の価格上

昇は期待出来ず、加えてエネルギー危機から来る生産資材の高騰などによる生産費の増大、本町農畜産販売額の七十割以上に及んでいる牛乳と畜産物も輸入による過剰から生産調整を押し付けられて来ており、後継者の若者達も意欲の喪失が考えられます。

農業形態を見るに管内一小規模経営農家群であり、酪農も極めて密度の高い経営がなされて来ており、個々の努力と関係機関の積極的な援助からであります。

而し、経営面積から考えて購入濃厚飼料への依存度は多くコストは高く、酪近の施設資金の償還も困難なくらい所得は上がらないことに憂慮されます。

これ以上、農村に過疎の歯止めがなされるよう、個々農家の所得確保と経営安定のため耕地造成による経営規模の適正化、更に現状での可能な作物の導入と肉牛団地の育成など本町特産物の開発、一次加工等数多くの具体策を考慮し不況にあえぐ農業の将来に関係機関を網羅した意向の集約を図り乍ら新しい具体的施策を取り進められる計画と意志について伺いたい。

肉牛団地造成の実施を考えると

えますが検討されておられるか伺いたい。

農政に対する安定的政策について、夫々関係機関に強く要望しなくてはならないことは当然で、価格政策、農業構造政策の安定のため努力はいたしておりますけれども、長期安定的な政策には欠けている面が見られるように理解をしており、上部機関に対する要請については従前と変わりなく一層強力に取り組んでまいりたい。

農業に対する財政投資は、重要な基幹産業として、特に酪農には二十五年間も継続投資を進め、酪農家の方々、農業団体の努力によって今日冷害から守られる基盤が出来て来りました。

非常に少ない経営面積での単位生産を補うため、土地改良また町営牧草地造成により補完的な事業を進めて来たところでもあります。

産業の基本的な問題については国なり道が財政的な立場から投資をすべきであり、町の自主財源に乏しい今日ですから、あらゆる制度を活用して経営基盤の整備に努めて来ました。

農業の振興制度は、町農業振興計画がありますから、その遂行と発展のため、この計画を中心に今後も努力をしてまいりたい。

○町長

○産業課長

畜産基地新設事業は、開発局が認定を行なう制度のもので、農協と三者協議をしたところ、五十五年から開発建設部が中心となり調査を進め、期間は一二年とのこととあります。

その内容は、畜産基地としての採択基準は、一団地百五十ha以上の農用地転用面積と豚換算収容一万頭以上で市街化区域外の地帯であること、補助率は六十五割で公団が実施することになります。

規模上から見ても、町のみでは該当にならないので、留辺蘂町、湧別町と三町合わせての畜産団地の総合基地調査がなされるものと考えております。

育苗用床土の

確保を

○室井議員

甜菜は、本町農業の作物の中でも酪農共々極めて重要な作物となり、今日の農業情勢の中では、麦作と並んで価格面で不十分ではあります。安定栽培がなされてお

次に、肉牛団地の問題については、関係機関と協議をしております、その経過は産業課長から申し上げます。

り、輪作上から見て六百haが限界と見られておりまして、今後は反収の向上がより求められるだろうと思います。

甜菜耕作の問題は、育苗技術により収量が決定すると云われており、最近では百割移植になり、ポット用の良質の床土に苦慮されている。

先に現業所が実施している知来十三号付近のサロマベツ川切替工事で残土三万㎡を浜佐呂間のヌカが發生地の埋立てに使用することですが、非常に良質土と見受けるので是非甜菜振興のために使用されることが適切と考えられます。

浜佐呂間の埋立てには、コストの安い火山灰などを考えてはどうか。

また、古河の埋立てをして耕地造成をしたいと聞いておりますがこの点について伺いたい。

○町長

現業所管轄で進められております工事で、今のところ他に廻す余裕がないようですが、工事を進める過程で余分に確保出来ればと思います。

現在、旧河川の埋立てに使用する条件で関係者と話し合いが行なわれておりますが、他に埋土で適当なものがあれば利用は差支えな

いものと思われまして。

余剰土量は、十七万㎡程といわれこの内甜菜苗床に使えぬものは少量程度になろうといわれておりますけれども、工事の進捗により利用土があれば協議をしたいと考えております。

何も立派な表土を、イソヌカガの埋立てに使うことには考えておりません。

町有林の

牧野利用を

○堀議員

今年度の牧野造成に対する予算計上は、大成、中國、北、そして牧野連合会で要請している栃木民有地購入等の計画が検討されております。

これが、工事施行され、使用されるのは数年後であり、町内各牧野とも更新の時期に入っております。

特に大規模の知来尚和牧野は、年を増す毎に入牧頭数、日数の減少も著しく昨年は一ヶ月半も早く下牧し、利用者の酪農経営に対する大きな打撃を与えておりますときに、一日も早く町有林知来ボブラ林の牧野化に対し、地元は強い要望を寄せております。

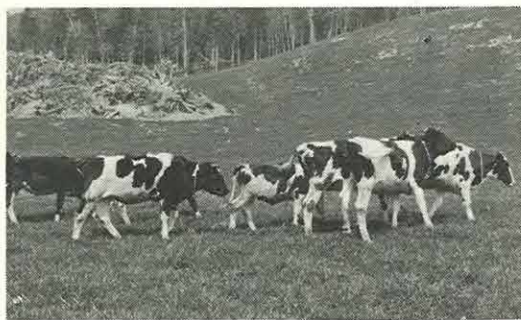
一昨年、蹄耕法により実施した

ところ、蹄病、外傷等が多発し牧野の価値を果たさず、町費の無駄使いに終わっておることから、五十五年度で当面七haを放牧可能な状態に整備するとの答弁を昨年十二月定例議会で云われておりますが本年度予算に全く工事費の計上がされていないことは、どのように進めていこうとしているのか伺いたい。

○産業課長

知来ボブラ林は、立木を多少残して、グリーンベルト的考え方での事業計画をしております。

実施事業について、支庁、開発公社と協議のところ、効率的な補助事業で施行することがよろしい



と考えております。

この団地は、ベルト的な工法のことで、団地面積の不足から知来尚和の一部を合わせて一団地対象面積にしたい考え方で進めております。

計画設計出来次第、予算補正した上で、事業実施を進め、第二次配分の補助事業で対応していくことに考えております。

○堀議員

実施すると云われており、場所的にも適地で地域の方々も評価していることであれば、何らかの形で表現しないと不安を感じていると思います。

その補助事業が採択にならなかつたら、一二年延期するのか、中止するのか、この地区は今年どんなことがあっても放牧出来るような造成をしようと考えているのか伺いたい。

○産業課長

公共事業の抑制等がありまして、草地改良事業につきましても、第二次配分にも多少問題があるうと思っています。実際に補助金の見通しとなりますと懸念されます。

努力は致しますけれども、もしの場合は、投資効率などを充分検討し、町単独でやるか、一年延期するかは、その時点で早目に決

断いたしたいと考えております。

ミニプランター

導入に補助を

○林議員

只今まで大型ビート移植機が共同方式で、町助成により相当台数が使用されております。

近年になって性能のよい一列植えの高畦専用エンジン付機械が開発され、大型機械による土地条件に悪影響を及ぼしていたことがなくなり、まして小廻りと傾斜地の利用に便利であるため、本町でも六十台程の導入希望があると聞いております。

購入価格一台三十六万円程度で、甜菜耕作組合からの補助が概ね五万円と言われておりますが、これに対する町補助をどのように考えているか。

もし、助成をするとなると一応の基準が必要となってきますが、最近の農業情勢からの判断で何を耕作すると採算に合うのか苦慮している中で、値段には問題があるとして安定した作物となると、ビート、麦類で、比較的人件費が高いために、人手を省く経営を奨励する意味で、是非この機械導入による助成を考え、全町ビート耕作農家に潤えるような体制を考えて

行くべきと思うが、どのような考え方でおられるか伺いたい。

○産業課長

農協からも助成についての要望がござります。考え方としては、共同で将来共利用出来る体制がとれるかどうか、導入した場合、大型を入れて既存の集団に対する影響はどうか、また助成する場合に本年限りでよいのかどうか、事務的に考えてみて問題がありますので、農業生産担当者会議等に諮って、検討してみたい。

財源等については、水田利用再編推進等事業整備費で、これらの措置を考えてみてはどうかと話しも出ておりますので、これらについても充分検討したい。

町「ネーム」入り

観光みやげを

○林議員

逐次サロマ湖観光客は増加しつつあるように考えられます。

日常みておりますみやげの中にサロマ湖観光みやげ、またサロマ湖云々というネーム入りのものは幾らか売り出されているようですが、サロマ湖となると、三町に分かれており、何処の町が出しているかわからない。

本町、漁業、農業生産物関係で加工されたものを見たことがない。他町の何々水産というものが、みやげに使われ、町内でも売られている。

サロマ湖へ旅行して、みやげを買う、佐呂間町で買ってきたと、中味の生産物は、他町の加工品でも包装紙も佐呂間町何々商店のネームも入っていないのでは、佐呂間に行ってきたとはならない。

特に、町名入りの、小さな観光みやげが制作されていると聞いておりますので、町内団体をはじめ観光に携る、宿泊業者、商工会、観光協会等も今後の開発を検討していただきたいと思ひます。

町もこれらに対して積極的に取り組んでいく姿勢があるのかどうか伺いたい。

○町長

ご質問の内容どおりでありましてこれが直ちに対応出来るかどうか、関係機関と充分協議をいたしたいと考えております。

大成牧野の造成

見通しと対策

○千葉議員

以前からの問題として、要請されてきておりました大成牧野につ

いて、未だ草地造成がなされていない。地元酪農家は、今年は無理として夫々対策を講じているようですが、なぜこのように着工が遅れているのか、その原因はどこにあるのか、その遅れに対しての対策は、どのように進められているのか。

本年秋、草生着工しても相当の年数を経なければ、放牧に使用することにはならないか。その間における対策はどのように考えているか伺います。

○産業課長

五十三年末、共同調査以来、五十四年七月、国有林審議会が開催され正式決定をみまして、国有林

活用を町が受けました。

その後、国有林は、農業振興地域外ですから、国土利用計画諮問審議会に諮ることになり、本年は四月開催予定で、決定になりますと、公示され農振地域の編入その他手続きは、三ヶ月程度要するのではないかと思います。

その後、工事着工となりますが、本年度事業の播種作業まで行けるかどうか疑問であり、今後、支庁と協議して遅れても起土整地までは実施出来るよう進めたいと思っております。

北見総合家畜共進

会場誘致の状況

○千葉議員

管内家畜共進会場の誘致については、当初からの候補地として訓子府町、遠軽町と本町が挙がっていると聞いております。現在の促進状況はどのように進められているか。訓子府では、何としてもと猛運動を展開されていると聞いております。

その点、本町は強力に進めているようにも見られないし、農協等も努力されていると思うが、余り活動していない感じがします。

何か西紋、斜網地区の方々から本町に対する要望の声を待つて

いる感じがしないでもない。これらについての現在の状況と、今後の促進方法についてお聞きしたい。

○産業課長

ホクレンに特別委員会が設置され、委員は管内農協組合長十一名の構成であります。

候補地については三町で、一月十一日本町予定地調査があり、その折誘致促進について組合長、町長から要望を申し上げたところでありました。

既に、ご承知と存じますが、予定地は若佐小学校裏で、総面積六haで町有地一・九ha、農協所有地二・二ha、保安林一・九ha程度でありまして、この現地をみられた経過であります。

その結論として、委員会の集約的一致が見られないため、十月まで保留するとのことようであります。

組合長をはじめ関係団体からも、その都度お願いを申し上げ運動をしているところであります。

また、町としてもこれらの問題を、積極的に進めなければならぬといと斯様に考えております。



低温冷蔵庫の

必要性について

○鈴木議員

本町は、米の生産過剰による減反政策、更に第二次減反政策が実施されている今日、今後も畑作に転換する必要が生じてくるのではないかと。

本町の基幹産業である酪農業においても複雑な国際情勢、消費の指向変化等により、経営的には極めて困難な状態にあります。

本町の特種農産物奨励上、馬鈴薯、南瓜、アスパラ、玉葱、人参、食用ユリその他ありますから、低温冷蔵庫を設置することにより生産者も安心して生産が出来、消費などの流通からもよろしいのではないかと。

漁業にしても、ホタテ養殖も本年度から一世帯当り二十万粒に調整縮小される現状で、生産は十六〜十七万粒程になり、漁民の生活も困難になってくるため、大型冷蔵庫を設置することによって、二次加工と合わせて、漁民の生活を守る消費拡大と消費安定確保がなされると思います。

もし設置をすると、施設事業補助金は何割になっているのか。

以上の関係について、農協、漁

協との話し合いはどのように進められておられるか、また設置についての考え方を伺いたい。

○町長

経済的な問題と低温冷蔵庫に入れたものの消流対策のこともあつて、実現が難しいようでありまして、けれども、本町に是非必要な施設であり、関係団体とも話し合いをしております。

町営で、やろうとは考えておりますので、株主組織とするか、また農漁業団体が共同してやるか、その方法はいろいろあると思います。

この事業費補助基準は、五十割であり、今後充分検討をしてみたいと思っております。

福井農場の対応は

○片平議員

町は牧野用地として購入されました。その当時、浜佐呂間簡水の汚染との関係で議論された経過がありましたけれども、現在そのまゝになっているのですか。

本年度、浜佐呂間簡水の水源地調査費が計上されているようですが、これらの水源地が完全に出来れば、目的どおり牧場造成の考えがあるのですか。

○町長

本年、浜佐呂間のボーリングをすることにしておりますので、その結果によって対応を決めてまいりたいと思っております。

牧野土壌保全と

対策について

○片平議員

昨年、町では既存牧野十九ヶ所の土壌診断が行なわれ、平常土壌に改良するには、土改資材が三百二十万円余が必要とされることから、地区牧野組合に指導が行なわれております。

近年、過放牧また旱魃等の影響



で老廃された牧野が数多く出て来ておりますから、適切な調査指導の処置であつたと思います。

入牧については、草地〇・三二ha一頭の割合で計算されておりますが、現在の実態から見ると、一ヶ月位早く下牧することになる。酪近計画の二千五百五十頭を収容するために、牧野造成と草地の若返りと考えられております。

而し、既存牧野の有効利用を必要以上に考え、現行の委託料では短期間に改良出来ぬとの意見が出ており、年次的な指導と老廃牧野に対する石灰普及などについて今後町も考えなくてはならないと思うがどうか。

将来、肥料の値上げによって、広い牧野面積に全肥のみの土壌改良を図ろうとしても容易ではないと思われまふ。堆肥、尿など牧場に搬入撤布の時期が来るでしょうから、今後考えなくてはならない。牧道の整備なども計画的に考える必要があるのではないかと。

○産業課長

町内十三ヶ所牧野の牧区毎に九十二ヶ所調査をした結果に基づき牧野組合長に説明をしております。土壌改良資材で平常値に戻すための必要量は、石灰一千五百二十四t金額で概ね二千万、溶燐百八十一約一千万の見通しとなり、毎

年の草成を維持する肥料もあり、高額になる。

石灰の投入では、牧区によって十a当り一t位必要のところもありどうか現在検討中で、委託料の関係もありますので、今後何年で行るか、内容的に普及所、農協、牧野組合長共々協議し検討したい。

牧道整備については、運搬道として必要などから予算の範囲内で努力してまいりたい。

稲作減反調整と

将来について

○川又議員

生産調整以前は、七百五十ha、本町農業の中心をなして来た。

五十四年度は、五百haを超える減反がなされて来ている。

本年度分減反目標面積が指示された結果を見ると、配分の仕方にも問題があり、配分面積は町村毎によって大きな差が生じているように見受けられる。

五十四年度目標面積と前年対比で、管内最高の二十一ヶ増の五百二十haとなっていることについて、その理由など説明がなされたと思いますので、お知らせ願います。現在の北海道農業も、稲作について厳しい情勢化にあり、管内を

はじめ、本町においても経営面積、施設整備等の関係から、どうしても稲作に頼らなければならぬ農家地域があると思います。

本町農業の将来に向かつての稲作経営について、どのような考え方をもちておられるか伺いたい。

○町長

生産調整に対する末端農家の方の考え方が、先行しているようです。単的に申し上げて希望反別が多いということです。議論されている中味の趣が相違して来ておりますから、減反増にならないよう農家の意向を見ながら進めたいと思います。

新しい農業振興計画の中で、重要作物の生産計画を見直しております。その中で、二百haの水稲は残したい、水利に負担のかからない集約地帯を若佐地域に設けたいと考えております。

酪農の現状と

今後の対応は

○川又議員

輸入拡大と国内生産の伸びによる過剰牛乳処理対策は、道の消費拡大運動が功を奏し、概ね順調に推移していると聞いている。

五十五年度は、前年度計画の六

割伸びを全道目標と定め、これ以上を増えた数量は、町村負担で消費しなさいとの予想がされております。最終的には、乳価限度数量など全乳保有の方法が明らかになつた上で指示されると思います。

本町五十五年度営農計画では、前年度計画より十三割増で、目標より七割上廻る集計となりました。この処理については、まだ伸ばしたい方もおられるなかで、経営面積の少ない本町農業を支えて来た牧野造成と全面的なバルククーラー、完了した酪近事業によって生産構造の整備が大きな力になって生産拡大が発揮されて来た。

この事業の投資による負債は大きく、これからというときに本町酪農は、超過乳量の処理と合わせて大変な事態に追い込まれて来ています。

近年、急々に将来を見通しての拡大の基盤整備を図るため、力を注いで来た結果が、このような事情になって来たことを充分理解され、関係機関と協力、全道の視野に立って処理される対策が必要と考えられます。

酪農家も、厳しい世相の中で体制づくりをされた将来の見通しはどうなるのか不安におかれている現況なのでこの点について伺いたい。

○町長

酪農経営の現状としては、厳しい状況でありまして、政府が輸入を止めますと八百万トの需要があり、国内生産は六百万トでありましてから二百万ト足りないわけですが、諸外国からバター関係があつての輸入であり、政府が酪農家を苦しめるために行なつていふと考えておりません。

今まで投資をしてきた町、農家団体と酪農家の努力は必ずや明るい時代が来ることを信じ、今日の基盤をゆるがせにするようなことにはならないと思います。

現在、農協での購入飼料は、十億円に達しており、近く農協とも相談して稲わら利用による濃厚飼料の加工を考えたい。現地のもので対応出来るとするなら、困難な酪農経営の対策の一助にもなろうと思ひますので、既に実施している団体に職員を派遣し調査の上検討したいと考えております。

食品汚染と

その対策

○中原議員

北海道の農産物の内、十勝産の馬鈴薯メークインは、評判がよく玉葱、人参など喜んで食べられる食品を作ってもらいたいと、内地

他府県の消費者は、大きく期待をしている。

玉葱などは、肥料や農薬づけで恐ろしくて食べられないと消費者は知っている。自分達の健康、生命に支障をきたすから、食べたくても食べられない。消費者の期待に添うべく体制づくりを、しなくてはならないと思う。

農家の生産している農産物が、それ程に人体、家畜に対する害があることを、深刻に考えられていない。その認識と考え方観点を変えてもらわなければならない。

上川地方の町村での電子農業の普及がなされ、上川支庁では、高く評価し成果も上がつて来ている日本の農産物は、化学肥料の多肥栽培と農薬が問題であり、農地を荒廃させ、食品に汚染させる原因になっている。

本町の乳牛で、産前産後起立不能が、五百頭を超えようとしている。乳牛の筋肉麻痺を起こすことも、牧草に化学肥料を多肥され蓄積されたものが障害を起こす。

人体も同様で、日常の食品からの摂取により、病気が増えて来ていることを、学者、医者が云つて

いる。無公害野菜などの出廻る時期も遠くはないと思われ。自然の中に、良識ある判断によつて、農家の生産物が安心して食べられ、生

命を保全出来る形を行政の柱として考えなくてはならないと思うがどうか。

○町長

電子農業の内容について、朝日町の千葉町長に聞いて見ましたら3ha位試験段階ということでした。同好会も出来ており、本年から畑について若干試験をや、五十五年度若干の資材費補助をしたいと云つておられました。現在までのデーターの結果は、立派なものが出ていない。

電子農業を進める機関が、農林省、道試験場などの權威あるところに、現状の理解を得る対応がなくてはならないと思います。

日本農業を総括指導しようとする時点で、このようなものが必要であることにならないと、生産者は納得しない。

ただ会社の宣伝では、追いつくものではないし、佐呂間町だけで対応出来るものでもない。

我々周辺でも、化学肥料・薬剤が使用されております。除草剤を使用禁止にすると、農家では大変なことになり、農業の大問題に発展することになりかねません。

日本の国民を、公害食品から守る大きな課題になると、国自体が提唱し考えるのが当然であろうと思います。

福祉・保険

国保の現状と

問題点

○惣田議員

①国民健康保険制度見直しの機運が高まり、極めて重要な時期に到来していると考えます。

昨年各省市で、老人医療の一部負担をとの話が進められておりましたが、与野党の協議が進まず消滅したということになっており、その後の方針はどのように進められようとしているかお尋ねします。

②老令化社会が急速に進み、老人医療の年次受診率は増大し、財政が極めて困難な様相を呈してきておりますが、この事業は、地域住民の福祉増進を担当するために、一般会計繰入れと、国庫負担金、保険税等により運営がなされ、特に、保険税については、限度賦課になっているように思われますので、国庫負担金の増額の見込みは考えられないか。

これに対する町村会等の対応はどのように進められているか伺いたい。

③保険税の課税割合は、概ねバランスがとれていると考えられますけれども、中間層以下の負担が多すぎるような感じを受けますが、この点について伺いたい。

④一般会計からの繰入れは、以上述べられてきたような情勢から考えても、大巾な増額が必要であらうと考えられます。

よって、管内町村の一般会計からの繰入れ状況について、お知らせいただきたい。

⑤五十三年度個人医院開業によって、厚生病院の入院患者を退院させた時に、二千八百万円余りの不用額が生じたことは、如何に退院出来る患者が入院していたかというところが、わかるような気がいたします。

町長は町内医師との連携の上からも、話し合いの必要性は欠かすことができないと思うが、会合をされているのかどうか、お尋ねいたします。

⑥先般国保運営協議会が開催されました。

その委員は、諮問機関として町長から委嘱されており、重要な任務をもっておりま。

しかし、出席委員の中には、医師の委任を受けた者を含めて、会

議定数に達した状況でありましたこの重大な答申に当って、再度協議の必要があるように思うがどうか。

○町長

①老人医療問題は、国保財政に及ぼす影響が大きいので、老人医療を別建とし一般会計で処理することに要請をしております。現時点では、答申の結果、入院費の所得段階による一部負担、初診料の一部負担など論議がなされましたが五十六年度に見送られた状況であります。

②本町の場合、特に老人医療費が増額し、国保税にも相当のはね返りを見て来ています。

低所得者に対しては、一定制限の問題はありますけれども、全体的に見て、国保税の納入は、限度額に達して来ているようにも考えられますが、簡単に結論を出せる問題ではない。

医師のモラルの問題と被保険者による医療機関の活用仕方にも考えてもらうことがあるように思われます。

③一般会計からの負担増額を図れないかとのことです。他保険との関連もあり、均衡と、また特別会計という理論からも、考えなくてはならないこともあり、本来でしたら、医療費の二十五割は税

財源で補填する建前ですから、その制度によつての割合を考慮し、甘んじて給付に要する財源負担をするわけには、論理上まいらないという考え方でございます。

④一般会計からの繰り出し金については、その町村の実態により相違がありますが、本町は、他町に比較して多い方です。後刻資料を、お届けいたします。

国保財政は、税を納める側の立場では、殆ど限界ですから、何としても医療費の対策、行政にも限度があることから、制度上の改正を根拠強く進める以外に方法はないのでないかと考えております。

⑤医師の職業は、聖職であり、素人が種々申し上げる分野ではないと判断されますので、指導の範囲も極めて狭いものであり、七十才以上にもなりますと、体に何らかの欠陥が生じておりますから、客観的にみた限りでは、わからないこともありますので、時間をかけて対応する以外にないのではないかと。

○助役

⑥被保険者代表三名が欠席されたが、この中、入院者一名、他二名の届出がありました。

医師側の代表については、二名が委任を受けて出席をさせております。

九名中、五名出席され、審議会

は成立しており、委任については出来るものと解釈しておりますので、了解を願いたい。

国保会計と

今後の対応策

○千葉議員

本年度予算の税を見るとき、限度に到達していると思われま。

限度額二十四万円、このままで推移しますと、六十年には、三十五万円となるのではないかと。医療費の増大によつて掛かるのであるから、仕方ないといつても負担に耐えられない心配がされる。

その見直しの対策として保険料



にしてはどうか。管内二十三町村の内、三町のみ実施をされておりますが、検討してみる考えはないかどうか。

①高額医療負担による一時立替金が経理され支給されるまでは、二ヶ月を有する。これら、被保険者の立場になると大変なことでありますから、検討願いたい。

国の負担については、基準に則り限度一杯の負担をされ、町持出しがなされないような運動をすべきと思うがどうか。

②一般会計からの繰入れ、三千万円は、管内で本町が最高とのことですが、他の保険にも問題があるように思われますことは、一家で主人は社会保険、妻は国保という家庭も多くなつて来ているように見受けられます。これらも、相当に医療費増大に関連して来ているのではないかとと思うがどうか。

③国保審議会というのは、医師からも意見を聞いたり、助言をいただく唯一の機関であり、結論の出たものは尊重しなければならぬ。このたびの審議会の出席状況をみると、国保の重要性から判断しても余りにもお粗末で、町長まで不在であった。

これだけ医療費の増大して来ている国保会計の中で、真剣に審議すべき機関でありますから、より多くの委員の出席を願って開くこ

とがよかったと思いますが、これからの審議会のあり方、考え方について伺いたい。

○町長

①高額医療給付についての本人負担分の返済に時間が掛かることの措置として、一昨年から解決済で道の国保連合会から、何時でも要請があれば、貸付けがなされるようになっておりますから、心配はないと思います。

②現状の医療費の状況からみて、保険税、保険料にしても容易でない負担になって来ます。料にしたから、税額が少なくて済むことにはなりません。

只今まで申し上げて来ましたが、老人医療を別建てにする制度改正がなされますと、保険税は一億円余りで済むことになりまして、そのような面に努力をしまいたいと考えております。

③国保運営委員会には、都合の悪い委員さんは、委任することもあらうと思ひますし、全員出席をしなれば会議にならないということでもない。

委嘱された方々は、夫々の立場で、真剣に討議をして答申をされますので、委員会のあり方については、正当な判断の上に立つて考えていただきたい。

国民年金保険の

加入促進について

○鈴木議員

国民年金保険料は、毎年大巾値上げの一途を辿ってきている現状です。

本町の被保険者数、三千二百三十八名、その内免除申請者百八十名であります。

五十五年度の夫婦加入による保険料は、三ヶ月一度に納入すると二万二千六百二十円で、附加保険料を入れますと、二万四千八百二十円となります。

現在の不景気から家庭への影響は大きいものがあり、家計負担の軽減の意味から、社会保険庁の行政指導にもあるように、被保険者の事情によっては月納も出来ることですから、月額納入を促進するよう取り図ってはどうか。

○町長

被保険者の立場に立つて、行政の簡素化を図ってまいらなければならぬと思います。

三ヶ月納入者が毎月検印することになると大変でなからうかと思ひますが、極めて、低所得者の方で、毎月、納入を希望されるのでありますから、以前から取り扱っ

ておりますので、差し支えありませんので承知下さい。

国保会計と

医療対応について

○石村議員

被保険者の方に対する課税負担は限界に達しており、管内町村資料によると町の医療費は管内の平均値にあつて老人医療も特別に本町が高いことにもなっていない。

こうなると制度の改正以外にはないことになり、老人医療を全額公費負担にする制度にして、国保から切り離すことが考えられます。政府の最近の福祉に対する姿勢からみて、実現の見通しとしてどのようにお考えですか。

①早期に実現の見通しがない場合には当面の処置として、国庫負担の医療給付と財政調整交付金の引き上げ実現と、事務費超過負担も相当金額になつておりますから国道の義務により、早急に直させる必要があると思うがどうか。

②道は市町村国保に対し、補助金を交付し貸付金等の制度がありまされども、ほとんど運用していません。

苦しい財政の中から繰入れされていることは、道も承知のことであり、援助の方法を変えるべきで

あつて、町村も低所得者、加入者負担軽減のため実現の要求をする必要があると思うがどうか。

③社会問題として、過剰診療の問題が論ぜられ、また緊急医療の必要時の拒否によつて、患者を死に追いやるケースが挙げられます。

自治行政の基本原則は、住民の健康や生命を守る立場から考えますと、医師の協力と対応によることとが大である。

町長は自治体の指導できる範囲は狭いものであるといつていますが人間の生命の尊さを考えるとき、その対応を強化してもらいたい。昨年暮れの一夫人の急死の事実は承知と思うが、よく調査し善処をお願いしたいと思うがどうか。

○町長

①この制度改正の見直しは、厚生省において、医療審議会の答申をまつて検討しているようであります。

財政調整交付金、医療給付費等の増額問題については、過去にも要請をした事実がございます。

近日、保険財政の危機的な状態になつてゐる本件の問題は、老人医療費を別建てにすることによつて、税負担は半分位になりますから、組織体制全体として、早く実現するよう一層努力をしたい。

事務費負担については、現行職

員三人の助成を考へての措置であり、必要な人員ではない。従つて一般合計の中で、その人員を使用してありますから、逆に繰り出しを多くして、被保険者の負担にならないような措置を講じております。

而し完全に事務費を交付してもらえるようなことになりますと、一人半でもよろしいかもしれませんで、そのような運動を考へたい。

②国保連合会に対する助成で、道は若干行なつてゐることは、保健婦に対する指導費用などがあります。

給付に対して道が助成することは、他保険に關係する社会保険及び日雇保険等があつて、給付の要請は道に対し行なつておりません。連合会が広域的な業務指導をしていることについては、道がもう少し考へてもよろしいのではないかと考へております。

③この問題については、公的な場所でお答えはしない方がよいと思つております。

ある程度の実情は承知しておりますが、眞実の問題については承知しておりませんから、非常に影響するところが大いので、答弁を差し控へたいと思ひます。

○石村議員

③町長はこの問題については余り触れたくないと云われていますけれども、医の職場には一般的な人間は踏み込めない。

いま過剰診療がいわれてゐる反面で、片方で医の倫理に欠けることが行なわれ、医師の立場を自覚なしに怠慢によつて連携連絡を密にしないために、住民の命が損なれていくことは、医師のモラルを問題にしなくてはならない。後程資料提供しますが、そのことを遠軽医師会や厚生連などに申し入れをしてもらひ、話しづらいかもしれないが筋を通していただきたい。

町内の医師間にも我々の見るところでは、対立とか反目ということが見られ、地域住民は安心しておられないので、住民の生命を守る誠意ある診療活動を続けてもらうための努力をしてもらいたい。

○町長

③町内医師の融和の問題でございますが、どのようなことによつて良い結果がでるかどうかわかりませんが、鋭意努めてまいりたいと考へております。

環境・衛生

下水道の整備 促進について

○田中議員

厳しい財政の中であつても、住民要望に応へるための施設事業は数多く、その一つに下水道も将来当然に考へなくてはならない事業であり、生活環境整備は水道と同様に完備されなくては完了とは云えない。

当町の全家庭からの汚水は、道路側溝に流すか、自然地下浸透させている。

道路側溝は、道路上の雨水を排除するためのものであり、汚水を流すことによつて、河川に流れてサロマ湖へ入るのですから、湖内養殖の環境整備には河川からの汚水浄化の推進が必要である。

下水道は、多額の費用がかかるようである、直ちに実現は難しいとは思ひますが、近い将来の問題として、どのように考へておられますか伺ひたい。

また、滋賀県では、琵琶湖を汚染から守るため、有機合成洗剤使用禁止条例を制定し皆で守らうとしてゐる。これに続けと、二十数都道府県が規制をして汚染の排除に努めようとされており、天から与えられた自然の澄みきつたサロマ湖を守るためにも、下水道の見直しをする必要を考へますが、どのような検討がなされようとしてゐるか伺ひたい。

○町長

本町の場合、都市計画を樹立する該当町村でありませんから、全面的な下水道整備ということにはならない。

最近、集落で排水の多く生ずるところは浄化して河川に入る施設についての助成を対象に取り上げて来ております。

例えば、佐呂間市街のように、非常に洗剤を含んだような排水が河川に流れておりますので、これがサロマ湖の養殖に悪影響を及ぼさないような処理方法などについて考へたいと思ひます。

何時になるかわかりませんが、計画を樹てて推進したい。

公衆浴場について

○鈴木議員

浴場は庶民最大の憩いの場として、また社交の場として使用されている。

戦後、社会構造の変化と生活様式の変化、更に経済の高度成長による急激な変動は、浴場経営の困難を招き、他市町村でも閉店を余儀なくされてゐる状態です。

町内では貸し間、貸家、また風呂を作れない家庭などが、タクシード入浴する不合理なことが起きております。

庶民の憩いの場としての施設を失ふことは、現代社会において許されないことであり、行政の中で処理しないと解決が出来ない問題である。

